

朝 霞 市  
自動販売機設置事業者  
応募要領書（再募集）



令和3年3月  
朝霞市総務部財産管理課

## 目 次

1. 設置事業者決定までのスケジュール	・・・ 3
2. 応募から自動販売機設置までの手続き	・・・ 4
3. 貸付・設置条件	・・・ 8
4. 物件一覧	・・・ 12
5. 問い合わせ先	・・・ 15
(様 式)	
市有不動産借用申込書 (様式第 5 号)	・・・ 17
自動販売機の管理関係等に関する届出書 (様式第 6 号)	・・・ 18
(資 料)	
市有財産賃貸借契約書 (案)	・・・ 19
自動販売機設置契約書 (案)	・・・ 24

※物件が公園の場合は「自動販売機設置契約書」、それ以外の場合は「市有財産賃貸借契約書」となります。

## 1. 設置事業者決定までのスケジュール

(1) 応募要領の配布 (→4 ページ)

**令和3年3月17日(水)から**

※応募要領は、市ホームページに掲載するほか、市役所3階財産管理課でも配布します。

(2) 市有財産借受申込書の提出 (→4 ページ)

**令和3年3月29日(月) 17時まで**

※特定記録郵便、配達確認のできる宅配便、直接持参のいずれかで受付いたします。

(3) 設置予定者の決定 (→6 ページ)

**令和3年3月31日(水)**

※申込みの結果はホームページにてお知らせします。

(4) 契約 (→6 ページ)

**令和3年4月15日(木)まで**

※設置予定者決定後、所定の期日までに朝霞市と契約を締結していただきます。

(5) 自動販売機の設置 (→7 ページ)

**令和3年5月1日(土)** から設置可能です。

※令和3年6月1日(火)までに設置してください。なお、自動販売機設置の有無にかかわらず賃貸借料・設置料は5月1日から発生することになりますので御注意ください。

(一部施設は、設置可能期間が限定されています。詳細は7ページ及び応募要領書別冊「個別物件資料」を参照してください。)

## 2. 応募から自動販売機設置までの手続き

令和3年度からの市内公共施設への自動販売機設置事業者公募入札を行った結果、応札が無かった物件について、設置事業者を再度募集します。事業者の決定につきましては、公募見積合わせの形式で実施しますので、本件への参加を希望される方は、本応募要領書を熟読の上、設置事業者としての決定後の辞退や契約期間中の撤退などがないように十分検討し、申込みをしてください。

### (1) 応募要領の配布

応募要領書その他関係書類は、市ホームページ内の財産管理課のページに掲載するほか、財産管理課窓口でも配布します。

[配布開始] 令和3年3月17日(水)から(ホームページ掲載も同じ)

[配布場所] 市役所本館3階財産管理課(30番窓口)

閉庁日を除く毎日8時30分から17時15分まで

(ただし、12時から13時の間を除きます。)

### (2) 市有財産借受申込書の提出

#### ① 受付方法

物件ごとに分けて受付します。

#### ② 提出方法

特定記録郵便、配達確認のできる宅配便、直接持参のいずれかで提出してください。

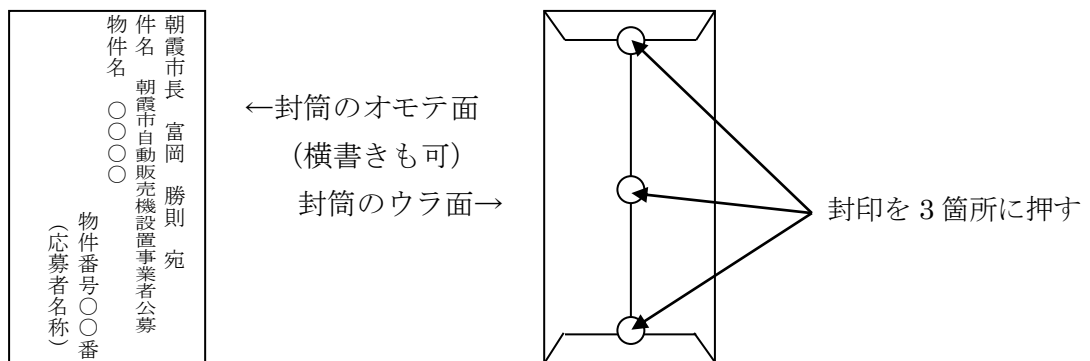
#### ③ 提出期間

応募要領配布日から令和3年3月29日(月)17時まで

提出される際は、上記期限に遅れないように、配送に要する期間を考慮のうえで差し出してください。上記期間以外に到着したものは無効とします。事故等により書類が届かなかった場合でも異議申し立ては受付しませんので御注意ください。

④ 申込書についての注意事項

- ・ 申込書は市有財産借受申込書（様式第 5 号。以下、「申込書」という。）を使用してください。
- ・ 申込書は物件番号ごとに封筒に入れて封をしてください。オモテ面には「朝霞市長 富岡勝則 宛」「件名 朝霞市自動販売機設置事業者公募（再募集）」「物件名 ○○○○」「物件番号○番」及び応募者名称を記入し、ウラ面は図のとおり封印をしてください。
- ・ 応募者名称は、封筒に印刷されている社名でも構いません。



- ・ 郵送、宅配で提出される場合は、封をした封筒を別の送付用封筒に入れて差し出してください。

⑤ 金額

申込書に記載する金額は、年額としてください。なお、物件が公園の場合は設置料、それ以外の場合は賃貸借料とします。

屋内に設置する物件の場合、設置者の決定に当たっては、申込書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって決定金額としますので、応募者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった入札金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。なお、屋内物件であるかどうかは、13～14 ページの表を参照してください。

溝沼子どもプールの場合は、営業期間を考慮したうえで、年間の金額を記入してください。

⑥ 提出先 〒351-8501（宅配便の場合は〒351-0011）

埼玉県朝霞市本町 1 丁目 1 番 1 号

朝霞市役所 総務部財産管理課財産管理係（本館 3 階 30 番窓口）

電話 048-463-0203（直通）

⑦ 無効な申込み

次のいずれかに該当する申込みは無効とします。

- 1 同一の物件に対し 2 つ以上の申込みを行ったとき
- 2 申込書の金額、氏名、印影または重要な文字が誤脱し、または不明確なとき
- 3 記名押印を欠く申込書及び金額を訂正した申込み

4 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の申込み

⑧ その他

- 1 提出した申込書は、その理由の如何を問わず、書き換え・引き換え・撤回することはできません。
- 2 特別な事情があると認めるときは、公募を延期又は取りやめることがあります。

(3) 設置予定者の決定

② 決定方法

- 1 最高の価格をもって有効な申込みを行った者を設置予定者とします。
- 2 最高価格を提示した者が2者以上あるときは、本件に関係のない市職員によるくじ引きで設置予定者を決定します。
- 3 後日、設置予定者の申込みが無効であると確認された場合には、次に高い価格をもって有効な申込みを行った者を設置予定者とします。

③ 結果の通知

結果は令和3年3月31日（水）に、市ホームページにおいて、物件ごとの設置予定者の名称及び契約金額を公表します。

④ 設置予定者の決定取り消し

- 1 設置予定者が下記のいずれかに該当する場合、設置予定者としての資格を取り消します。
  - ア 契約締結期限までに契約書が提出されなかったとき
  - イ 決定後に申込書等への虚偽の記載があったことが判明したとき
  - ウ 設置予定者が著しく社会的信用を損なう行為等をしたことにより、事業者としてふさわしくないと本市が判断したとき
- 2 上記のいずれかにより、設置予定者としての決定を取り消したとき及び設置予定者が契約を締結しないときは、当該設置予定者の次に高額の賃貸借料・設置料を示した者と随意契約交渉を行うものとします。
- 3 応募者都合で契約を辞退したとき、又は同一の者が複数の物件の設置予定者となり、一部物件の契約を辞退したときには、令和5年度に市が実施予定の自動販売機設置に係る入札に参加できません。

(4) 契約

- 1 設置予定者決定後、令和3年4月15日（木）までに、賃貸借契約・設置契約を締結します。契約の際には、契約書と併せて自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式第6号）及び設置を予定している自動販売機のカタログ（コピー等で可）を提出してください。なお、物件が公園の場合は設置契約、それ以外の場合は賃貸借契約となります。
- 2 契約の締結は、各施設を所管する課で行います。なお、契約書に綴じ込む書類は所管課でお

渡ししますので、袋とじ及び押印のうえ、指定された課まで提出してください。

- 3 契約保証金は、免除とします。
- 4 契約期間の途中で消費税及び地方消費税の税率が改定された場合でも、これを原因とする契約金額の変更は行いません。
- 5 賃貸借契約・設置契約を締結後に、設置者の事情により契約を解除する場合には、以下の各項に従うものとします。
  - ア 契約を解除する時点の 6 ヶ月前までに、設置者は市へ契約を解除する旨を文書で通知してください。解除日は 6 ヶ月後の月の末日となります。
  - イ 契約を解除する時点までの賃貸借料・設置料で未納分がある場合は、必ず納付を済ませてください。

#### (5) 自動販売機の設置

自動販売機は、令和 3 年 5 月 1 日（土）から設置することができますので、詳細は契約締結の際に施設管理者（所管課）と御相談ください。また、自動販売機は遅くとも令和 3 年 6 月 1 日（火）までに設置するようにしてください。自動販売機の設置は、上記の期間で、予め施設管理者と日程調整をした上で行ってください。なお、設置日にかかわらず、賃貸借料・設置料は令和 3 年 5 月 1 日から発生しますので御承知おきください。

なお、以下の施設については、期間限定営業や工事計画などの関係で、設置期間が他と異なりますので十分御検討のうえで申込みされるようにお願いします。

※溝沼子どもプール（物件番号 C12、C13、C15）は、設置可能期間が夏季の営業期間に限られます。設置開始は開場の 1 週間前から、撤去完了は閉場後 1 週間以内とします。開場期間は別冊「個別物件資料」を参照してください。

### 3. 貸付・設置条件

#### (1) 貸付期間・設置期間

設置日から令和6年3月31日までの間。ただし、溝沼子どもプールについては一時設置できない期間があります。詳しくは応募要領書別冊「個別物件資料」を御確認ください。

#### (2) 賃貸借料・設置料の最低価格

物件番号ごとに異なります。詳しくは13～14ページの表を参照してください。

なお、本件の募集に限り、最低制限価格は設定しないものとします。

※溝沼子どもプール（物件番号 C12、C13、C15）は、設置可能期間が限られます。入札の際は開場期間を考慮したうえで、年間の金額を御記入ください。開場期間は別冊「個別物件資料」を参照してください。

#### (3) 自動販売機の仕様

朝霞市では、環境マネジメントシステムにより、環境負荷軽減のための省エネルギー対策を実施しています。設置する自動販売機は、環境負荷軽減等の観点から、以下の項目を満たすようにしてください。

##### ① 寸法

設置可能な寸法は、物件ごとに異なります。詳しくは応募要領書別冊「個別物件資料」を参照してください。なお、表に示す寸法は上限値であり、特記がない限り、放熱余地部分及び空き容器回収ボックス設置部分、子メーター設置部分等を含むものとします。

##### ② 環境対策

自動販売機の設置による環境負荷の軽減のため、ノンフロン型の機器を設置するようにしてください。また、消費電力の削減のため、学習省エネ機能や部分冷却加温システム、ヒートポンプ方式、ピークカット機能、照明の自動点滅・減光機能などの省エネルギー機能を搭載した機器を設置するようにしてください。

##### ③ ユニバーサルデザイン

低い位置に設置された商品選択ボタン、硬貨を一度に投入することのできる一括投入口、商品取出口や硬貨投入口への点字表示など、年齢や性別、障害の有無等を問わず、誰にでも使いやすいよう工夫された機器を設置するようにしてください。なお、屋外物件については、機器の設置運営に支障のない部分についてユニバーサルデザインに配慮された機器を設置するようにしてください。

##### ④ 堅牢化

屋外に設置する物件については、「自販機堅牢化技術基準」（一般社団法人日本自動販売機工業会）に準拠した堅牢な構造のものとしてください。



#### (4) 自動販売機の設置・管理・運営について

自動販売機の設置・管理・運営にあたっては、以下に記載する事項を遵守してください。

##### 1 安全対策

自動販売機の設置における安全を確保するため、以下のとおり安全対策を講じてください。

- ① 設置にあたっては、「自動販売機—据付基準」(JIS B8562) 及び「自動販売機の屋内据付基準」(一般社団法人日本自動販売機工業会) を遵守してください。ただし、建物の躯体に対し影響を及ぼす可能性のあるアンカー等による固定は、原則として認めません。やむを得ずこれらによることができない場合は、施設を所管する課(館) と必ず協議するようしてください。
- ② 販売物品の安全性確保のため、「食品、添加物等の規格基準」(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取り扱い要領及び規格基準」(日本自動販売協会、日本自動販売機工業会) 等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を期してください。
- ③ 防犯対策のため、偽造通貨(紙幣) の使用による犯罪の防止策が行われている自動販売機を設置してください。

##### 2 販売品

- ① 販売品は、物件ごとに異なります。詳しくは 13~14 ページの表を参照してください。なお、指定内容にかかわらず、煙草・アルコール類の販売は認めません。
- ② 販売価格は定価もしくはそれ以下での販売を原則としており、物件ごとに指定内容が異なります。詳しくは応募要領書別冊「個別物件資料」を参照してください。
- ③ 缶・PET ボトル・紙パックのいずれの場合でも、商品の内容量については特に指定はありません。
- ④ 保健所の営業許可、営業届出が必要な場合は、設置者において実施してください。

##### 3 商品補充・変更・消費期限の確認

設置者の責任において、商品の補充及び変更、消費期限の確認及び管理を行うようにしてください。また、販売物品を起因とする事故等の発生に対しては、設置者の責任において誠実に対応してください。

##### 4 売上金の回収及び釣銭の補充

設置者の責任において、売上金の回収及び釣銭の補充を行ってください。

##### 5 故障時の対応

自動販売機に故障が発生した場合、設置者において、速やかに保守員を派遣し対応するようにしてください。また、保守業務は随時行い、自動販売機の機能維持に努めてください。なお、設置する自動販売機に対しては、必ず故障時等の連絡先を明記してください。

##### 6 使用済み容器の回収

設置者は、使用済み容器の回収について以下の点に留意し、自動販売機設置場所周辺の美化に努めてください。

- ① 原則として自動販売機設置 1 台につき最低 1 基の割合で、使用済み容器回収ボックスを設置

してください。なお、設置及び維持に係る費用は、設置者の負担とします。

- ② 回収ボックスの素材は、樹脂製または金属製とし、使用済み容器の回収頻度や回収量を考慮し、使用済み容器が溢れ、周囲に散乱することがないように、十分な収容容積を確保してください。
- ③ 使用済み容器の回収は、設置者の責任において適切な頻度で行い、臭気等で不衛生な状態とならないよう細心の注意を払うようにしてください。なお、回収は施設の開館時間帯のみとし、閉館日・閉館時間帯における作業は原則として認めません。
- ④ 使用済み容器の処理は、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）などの関係法令に基づき、適切に行ってください。

## 7 費用負担

### ① 電気料金

自動販売機の設置・管理・運営にかかる電気料金は、賃貸借料・設置料とは別に、設置者が市に対し支払うものとします。

なお、特記のない物件については、電気使用量の算出に当たっては、設置者の負担において子メーター（計量法に基づく検定または基準適合検査に合格したもので、有効期限内のもの）を設置し、毎年度末（最終年度については期間満了日）に検針を実施し、その電力量をもって電気料金を算出することとします。料金については、令和3年度は使用量1kWhあたり17円の基準を用いるものとし、以降は電気料金の動向に応じて年度ごとに見直しを行います。

### ② 自動販売機の設置にかかる費用

自動販売機の設置に際し、電気工事等を必要とする場合、その費用は設置者が負担してください。なお、工事を実施する際は、施設所管課（館）及び施設管理者の指示に従って行うようにしてください。

## 8 原状回復

設置者は、貸付期間が満了または契約が途中で解消された場合は、速やかに原状回復し、施設所管課（館）の確認を受けてください。なお、原状回復に要する費用は設置者の負担とし、設置者は一切の補償を市に対し求めることができません。

## 9 売上報告

設置者は、毎月の売上金額と売上本（個）数を、上半期（4～9月）、下半期（10～3月）ごとに取りまとめて、施設所管課（館）まで書面で報告してください。報告書様式の指定はありません。

## (5) 使用上の制限

設置決定以降、期間満了までの間は、以下の事項について遵守してください。

- ① 賃貸借契約・設置契約の条件を遵守し、賃貸借料・設置料を確実に納付してください。
- ② 物件への建物の建築や工作物の設置を行わないでください。
- ③ 物件を第三者に転貸し、またはそれに類似する行為を行わないでください。

④ 本件の賃借権を第三者に譲渡し、または他の権利を設定しないでください。

(6) 賃貸借料・設置料

屋内に設置する物件の場合、年額の賃貸借料は、申込書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てます）とします。

賃貸借料・設置料は、毎年4月（初年度は設置月）、7月、10月、1月に、それぞれ年額の4分の1相当額を納付していただきます。納付通知書は、施設を所管する各課（館）から発行されます。納付期限は、各月の市役所最終開庁日とします。年額に対する端数は、毎年4月納付分で調整するものとします。

## 4. 物件一覧

設置物件の一覧を次ページ以降の表に示します。それぞれの物件の詳細については、応募要領書別冊の「個別物件資料」を御覧ください。写真や図面と現況が異なる場合は、現況を優先するものとします。

現場説明会は開催しません。現況については御自身で事前に御確認ください。各物件の詳細に関するお問い合わせは、表に記載した施設所管課までお願いします。また、入札手続きに関わるお問い合わせは財産管理課までお願いします。

再公募対象物件一覧

物件番号	物件名	設置場所	台数	最低制限価格(円)	販売物品	資格要件	屋内 屋外	R1 年度 年間販売数	施設所管課
A03	総合福祉センター A	1 階ロビー (左)	2	未設定	欄外注記参照	一般	屋内	3,417 本	福祉相談課
		2 階浴室前 (手前)						1,601 本	
A05	総合福祉センター C	駐車場	1	未設定	缶・PET 飲料	一般	屋外	1,694 本	
A06	朝光苑	1 階正面玄関ロビー	1	未設定	缶・PET 飲料	一般	屋内	2,007 本	長寿はつらつ課
A07	溝沼複合施設 A	溝沼老人福祉センター 1 階	1	未設定	缶・PET 飲料	一般	屋内	2,223 本	
A15	市民会館 F	会議棟 5 階階段脇	1	未設定	缶・PET 飲料	一般	屋内	設置せず	地域づくり支援課
A21	斎場 B	駐輪場脇	1	未設定	缶・PET 飲料	一般	屋外	872 本	
B26	泉水公園	トイレ脇	1	未設定	缶・PET 飲料	一般	屋外	570 本	みどり公園課
B28	北割公園	トイレ脇	1	未設定	缶・PET 飲料	一般	屋外	1,671 本	
B31	中道公園	トイレ脇	1	未設定	缶・PET 飲料	一般	屋外	1,210 本	
B34	北浦公園	入口右側	1	未設定	缶・PET 飲料	一般	屋外	設置せず	
B35	弁財公園	南側入口脇	1	未設定	缶・PET 飲料	一般	屋外	1,159 本	
B36	西久保公園	砂場脇	1	未設定	缶・PET 飲料	一般	屋外	1,136 本	
B37	あかね公園	水飲み場脇	1	未設定	缶・PET 飲料	一般	屋外	1,116 本	
B38	向山公園	北側入口脇	1	未設定	缶・PET 飲料	一般	屋外	1,820 本	
B39	浜崎公園	トイレ脇	1	未設定	缶・PET 飲料	一般	屋外	1,461 本	
B40	上の原公園	トイレ脇	1	未設定	缶・PET 飲料	一般	屋外	583 本	
B43	堂の下公園	パーゴラ脇	1	未設定	缶・PET 飲料	一般	屋外	1,343 本	
B44	やつじ公園	北側入口脇	1	未設定	缶・PET 飲料	一般	屋外	1,084 本	
B46	いずみ公園	トイレ脇	1	未設定	缶・PET 飲料	一般	屋外	1,105 本	
B47	浜崎峡公園	南側入口脇	1	未設定	缶・PET 飲料	一般	屋外	1,912 本	

物件番号	物件名	設置場所	台数	最低制限価格(円)	販売物品	資格要件	屋内 屋外	R1 年度 年間販売数	施設所管課 (館)
C05	総合体育館 E	1階ラウンジサブアリーナ側 (右)	1	未設定	栄養補助食品 または冷凍食品	一般	屋内	設置せず	生涯学習・ スポーツ課
C12	溝沼子どもプールA※	正面入り口右側 (左)	1	未設定	缶・PET 飲料	一般	屋外	1,676 本	
C13	溝沼子どもプールB※	正面入り口右側 (右)	1	未設定	缶・PET 飲料	一般	屋外	798 本	
C15	溝沼子どもプールD※	第2管理棟正面入口 (右)	1	未設定	アイスクリーム	一般	屋外	6,783 個	
C22	博物館	1階ラウンジ	1	未設定	缶・PET 飲料	一般	屋内	2,571 本	文化財課

<物件番号 A03 の販売物品> 「1階ロビー左」は、紙パック限定です。「2階浴室前 (手前)」は、缶・PET ボトル飲料です。

<※物件番号 C12、C13、C15 の注記>設置可能期間は、夏季の施設営業期間に限られます。

## 5. 問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは、内容により担当部署が異なります。よくお確かめのうえ、御連絡ください。

応募手続きに関すること			
部署名	総務部 財産管理課（財産管理係）		
住所	〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号		
所在地	市役所本館3階30番窓口		
電話	048-463-0203	ファクシミリ	048-467-0770
電子メール	<a href="mailto:zaisan_kanri@city.asaka.lg.jp">zaisan_kanri@city.asaka.lg.jp</a>		

物件に関すること（13～14ページの表で施設を所管する部署をよく御確認ください）			
部署名	市民環境部 地域づくり支援課（地域づくり支援係）		
住所	〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号		
所在地	市役所別館4階48番窓口		
電話	048-463-2645		
電子メール	<a href="mailto:tiiki_sien@city.asaka.lg.jp">tiiki_sien@city.asaka.lg.jp</a>		
部署名	福祉部 福祉相談課（地域福祉係）		
住所	〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号		
所在地	市役所本館1階15番窓口		
電話	048-463-1594		
電子メール	<a href="mailto:fukusi@city.asaka.lg.jp">fukusi@city.asaka.lg.jp</a>		
部署名	福祉部 長寿はつらつ課（高齢者支援係）		
住所	〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号		
所在地	市役所本館1階14番窓口		
電話	048-463-1921		
電子メール	<a href="mailto:tyoju_haturatu@city.asaka.lg.jp">tyoju_haturatu@city.asaka.lg.jp</a>		
部署名	都市建設部 みどり公園課（みどり公園係）		
住所	〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号		
所在地	市役所本館5階53番窓口		
電話	048-463-0374		
電子メール	<a href="mailto:midori_koen@city.asaka.lg.jp">midori_koen@city.asaka.lg.jp</a>		

部 署 名	生涯学習部 生涯学習・スポーツ課（スポーツ係）
住 所	〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号
所 在 地	市役所本館4階40番窓口
電 話	048-463-2403
電子メール	syogaku_sports@city.asaka.lg.jp
部 署 名	生涯学習部 文化財課（博物館）
住 所	〒351-0007 埼玉県朝霞市岡2丁目7番22号
所 在 地	朝霞市博物館内
電 話	048-469-2285
電子メール	bunkazai@city.asaka.lg.jp



(様式第 5 号) A4 版片面印刷

地区	区分	受付番号
朝・般	法・個	

市 有 不 動 産 借 用 申 込 書

令和 年 月 日

朝霞市長 富岡 勝則 宛

申込者 〒 \_\_\_\_\_  
住 所 (所在地)  
法人名 (個人名) [実印]  
代表者名

朝霞市自動販売機設置事業者公募 (再募集) について、応募要領書その他関係書類の内容を承知のうえ、下記のとおり借用したいので、申し込みます。

記

1 賃貸借料・設置料

賃 貸 借 料 ・ 設 置 料 (年 額)							
千万	百万	十万	万	千	百	十	円

2 物件

物件番号	物件名	物件所在地

3 期間

令和 3 年 5 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日 まで

(注意)

- 1 この書類は、物件番号ごとに作成してください。
- 2 金額は算用数字を用いて右詰めで記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 3 金額の訂正されたものは無効とします。
- 4 屋内物件の賃貸借料は、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する額を記載してください。

(様式第 6 号) A4 版片面印刷

自動販売機の管理関係等に関する届出書

令和 年 月 日

朝霞市長 富岡 勝則 宛

設置者 〒 —  
住 所 (所在地)  
法人名 (個人名)  
代表者名

印

下記物件に設置する自動販売機の個別業務等の実施者について、次のとおり届け出します。

1. 物件

物件番号	物件名	物件所在地

2. 個別業務の実施者

区 分	実施者及び所属部署	連絡先 (電話番号)
自動販売機所有者		
設置管理責任者		
故障時の対応者		
商品の補充者		
売上代金の回収者		
その他 ( )		

(注意)

- 1 本書類提出の際には、設置を予定している自動販売機のカタログを必ず添付してください。
- 2 本書類は、施設所管課へ提出してください。
- 3 内容が同一の場合は、施設所管課ごとにまとめて提出することができます。

## 市有財産賃貸借契約書（案）

貸主 朝霞市（以下「市」という。）と借主 ○○○○（以下「借主」という。）とは、次の条項により市有財産について借地借家法（平成 3 年法律第 90 号。以下「法」という。）第 38 条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第 1 条 市及び借主は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 借主は、賃貸借物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（賃貸借物件）

第 2 条 賃貸借物件は、以下のとおりとする。

施設名称	所在地	貸付場所	貸付面積	物件番号

（指定用途等）

第 3 条 借主は、賃貸借物件を自動販売機設置（以下「指定用途」という。）のために使用しなければならない。

2 借主は、賃貸借物件を指定用途に使用するにあたっては、別紙仕様書に記載された事項を遵守しなければならない。

（賃貸借期間）

第 4 条 賃貸借期間は、令和 3 年○月○日から令和 6 年 3 月 3 1 日までとする。

2 自動販売機の設置及び撤去の日は、市及び借主にて協議の上、賃貸借期間内で市が指定する日（以下「指定期日」という。）とする。

（契約更新等）

第 5 条 本契約は、法第 38 条の規定に基づくものであるから、法第 26 条、第 28 条及び第 29 条第 1 項並びに民法（明治 29 年法律第 89 号）第 604 条の規定は適用されないので、契約更新にかかる権利は一切発生せず、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、賃貸借期間の延長も行われないものとする。

2 市は、前条に規定する期間満了の 1 年前から 6 か月前までの期間（以下「通知期間」という。）に借主に対し、賃貸借期間の満了により本契約が終了する旨を、書面によって通知するものとする。

3 市は、通知期間内に前項の通知をしなかった場合においても、通知期間経過後、改めて期間の満了により本契約が終了する旨の書面による通知を借主にした場合、当該通知日から 6 か月を経過した日をもって、本契約は終了する。

（賃貸借料）

第 6 条 賃貸借料は、年額○○○○○円（うち消費税及び地方消費税の額○○○円）とする。

2 1年未満の期間にかかる賃貸借料の額は、前項に定める賃貸借料年額に基づき、月割計算により算定した額とする。

(賃貸借料の支払い)

第7条 借主は、前条の賃貸借料を、契約期間中の年度ごとに市が発行する納入通知書により、指定された納期限内に納付しなければならない。

(電気料金の支払い)

第8条 借主は、本契約に基づき設置した自動販売機に、電気の使用量を量る子メーターを設置するものとする。

2 市は、市庁舎の電気料金を参考にして電気使用料の単価を毎年定め、子メーターの表示から本件自動販売機が使用した電気使用料を算出し、借主に対し納入通知書を発行する。

3 借主は、前項の納入通知書の定める日までに、電気料金を納付しなければならない。

(延滞金)

第9条 借主は、第7条及び第8条に基づき、市が定める納入期限までに賃貸借料及び電気料金(以下「賃貸借料等」という。)を納入しなかったときは、市に対し延滞金を支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞金は、遅延日数に応じ、納付すべき賃貸借料等相当額に対し、年2.9パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の延滞金に100円未満の端数があるとき、又は延滞金の総額が100円未満であるときは、その端数金額又はその延滞金は徴収しないものとする。

4 借主が賃貸借料等及び延滞金を納入すべき場合において、借主が納入した金額が賃貸借料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(費用負担)

第10条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去、原状回復に要する費用は、借主の負担とし、市に対し費用の補償を求めることはできない。

(物件の引渡し)

第11条 市は、第4条に定める賃貸借期間の初日に、賃貸借物件をその所在する場所において、借主に対し引渡すものとする。

(瑕疵担保等)

第12条 借主は、本契約の締結後、賃貸借物件に数量の不足又は隠れた瑕疵があることを発見しても、市に対し、賃貸借料の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

2 借主は、賃貸借物件が、その責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合、当該滅失又は毀損した部分につき、市の認める金額の賃貸借料の減免を請求することができる。

(維持管理義務)

第13条 借主は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 借主は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を市に対し通知しなければならない。

(維持補修)

第14条 市は、賃貸借物件の維持補修の責任を負わない。

2 賃貸借物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて借主の負担とする。  
(第三者に対する損害賠償義務)

第15条 借主は、賃貸借物件を指定用途に使用したことにより、第三者に対し損害を与えたときは、市の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 市が、借主に代わって前項の賠償の責を果たしたときは、市は、借主に対し当該賠償費用について求償することができる。  
(権利譲渡等の禁止)

第16条 借主は、賃貸借物件を第三者に転貸し、又は本契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

(届出事項)

第17条 借主は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに市に対し届け出を行わなければならない。

- (1) 借主の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき。
- (2) 借主の地位について合併又は分社化等による包括承継その他の変動が生じたとき。

(商品の盗難又は毀損)

第18条 市は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭の盗難及び毀損または停電等による売上げの減少等について、市の責に帰すことが明らかである場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第19条 市は、賃貸借期間中、必要に応じ借主に対し賃貸借物件や売上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。

この場合、借主は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(売上数量等の報告)

第20条 借主は、自動販売機の売上数量及び売上額を市に報告しなければならない。

2 報告は、毎月1日から月末までの実績を、各年度の上半期および下半期ごとにまとめ、上半期分は10月末日、下半期分は4月末日までに報告しなければならない。

(契約の解除)

第21条 市は、借主が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 市において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため、賃貸借物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。

3 市は、借主に次の各号のいずれかに該当する行為または事実があった場合、借主に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 契約に先立ち借主から提出された入札に関する各種提出書類(参加申込書、誓約書等)に虚偽の記載が確認されたとき。

- (2) 賃貸借料等その他債務の支払いを納期限から2か月以上怠ったとき。
- (3) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- (6) 市の書面による承諾なく、借主が2か月以上賃貸借物件を使用しないとき。
- (7) 市の信用を著しく失墜させる行為を行ったとき。
- (8) 借主の信用が著しく失墜したと市が認めるとき。
- (9) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (10) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、市が契約を継続しがたい事態になったと認めるとき。
- (11) 賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を借主が妨げると認めるとき。
- (12) 前各号に準ずる事由により、市が契約を継続しがたいと認めるとき。

(中途解約)

第22条 借主は、市に対して、書面による通知を行うことにより、本件賃貸借期間内であっても、本件賃貸借の解約を申し入れることができる。

2 前項の解約申し入れがなされた場合には、本件賃貸借は解約申し入れがあった日から6ヶ月を経過した月の末日をもって終了する。

(契約の失効)

第23条 天変地異により、賃貸借物件が使用できなくなり、又は本契約を継続することができない事態になったときは、本契約は直ちに失効する。

2 前項により本契約が失効した場合、市と借主の相互に損害賠償の請求はしない。

(賃貸借物件の返還)

第24条 前3条の規定による契約の解除・失効及び賃貸借期間が満了したときは、借主は、直ちに賃貸借物件をその所在する場所において、市に返還しなければならない。

(原状回復義務)

第25条 賃貸借期間が満了し、又はその他の理由により本契約が終了する場合には、借主は自己の費用をもって賃貸借物件の上に存する工作物その他借主が本件公有財産に付属させたものを撤去し、賃貸借物件を原状回復しなければならない。ただし、市が特に必要がないと認める場合はこの限りではない。

2 借主は、原状回復後、直ちに市の検査を受け、市の承認を得なければならない。

3 本契約が終了したにもかかわらず、借主が賃貸借物件を返還しない場合は、本契約の翌日から賃貸借物件の明け渡し完了までの間、借主は市に対して賃貸借料相当額の使用損害金を支払うほか、市に損害がある場合は、使用損害金とは別に、その損害の全額を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第26条 借主は、本契約に定める義務を履行しないために市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として市に支払わなければならない。

2 市が、第21条第2項の規定により本契約を解除した場合において、借主に損害が生じたときは、借主は、市に対しその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第27条 第24条の規定により賃貸借物件を返還する場合において、借主が賃貸借物件に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、借主はこれを市に請求しないものとする。

2 市の承認の有無にかかわらず、借主が賃貸借物件に対し施した造作については、本契約の終了の場合において、借主は市に対しその買取りを請求することができない。

(契約の費用)

第28条 本契約の締結に要する費用は、借主の負担とする。

(管轄裁判所)


第29条 本契約について訴訟等を行う場合は、朝霞市を管轄する地方裁判所または簡易裁判所とする。

(疑義等の決定)

第30条 本契約に定めのない事項及び本契約に関する疑義が生じたときは、市と借主双方の協議により決定するものとする。

本契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、市と借主両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号  
市 朝霞市  
朝霞市長 富岡勝則 

借主

## 自動販売機設置契約書（案）

朝霞市（以下「市」という。）と〇〇〇〇（以下「設置者」という。）とは、次の条項により朝霞市公園自動販売機設置に係る契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 市及び設置者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 設置者は、公園が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（設置場所）

第2条 設置場所は、以下のとおりとする。

公園名称	所在地	設置場所	設置面積	物件番号

（指定用途等）

第3条 設置者は、設置場所を直接、自動販売機設置（以下「指定用途」という。）のために使用しなければならない。

2 設置者は、設置場所を指定用途に使用するにあたっては、別紙仕様書に記載された事項を遵守しなければならない。

（設置期間）

第4条 設置期間は、令和3年〇月〇日から令和6年3月31日までとする。

2 自動販売機の設置及び撤去の日は、市及び設置者にて協議の上、設置期間内で市が指定する日（以下「指定期日」という。）とする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める設置期間満了時において本契約の更新（更新の請求）は行わず、設置期間の延長も行わないものとする。

（設置料）

第6条 設置料は、年額〇〇〇〇〇円とする。

2 1年未満の期間にかかる設置料の額は、前項に定める設置料年額に基づき、月割計算により算定した額とする。

（設置料の支払い）

第7条 設置者は、前条の設置料を、契約期間中の年度ごとに市が発行する納入通知書により、指定された納期限内に納付しなければならない。

（電気料金の支払い）

第8条 設置者は、本契約に基づき設置した自動販売機に、電気の使用量を量る子メーターを設置するものとする。

2 市は、市庁舎の電気料金を参考にして電気使用料の単価を毎年定め、子メーターの表示から本件



自動販売機が使用した電気使用料を算出し、設置者に対し納入通知書を発行する。

3 設置者は、前項の納入通知書の定める日までに、電気料金を納付しなければならない。

(延滞金)

第9条 設置者は、第7条及び第8条に基づき、市が定める納入期限までに設置料及び電気料金（以下「設置料等」という。）を納入しなかったときは、市に対し延滞金を支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞金は、遅延日数に応じ、納付すべき設置料等相当額に対し、年2.9パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の延滞金に100円未満の端数があるとき、又は延滞金の総額が100円未満であるときは、その端数金額又はその延滞金は徴収しないものとする。

4 設置者が設置料等及び延滞金を納入すべき場合において、設置者が納入した金額が設置料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(費用負担)

第10条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去、原状回復に要する費用は、設置者の負担とし、市に対し費用の補償を求めることはできない。

(物件の引渡し)

第11条 市は、第4条に定める設置期間の初日に、設置場所をその所在する場所において、設置者に対し引渡すものとする。

(瑕疵担保等)

第12条 設置者は、本契約の締結後、設置場所に数量の不足又は隠れた瑕疵があることを発見しても、市に対し、設置料の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

2 設置者は、設置場所が、その責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合、当該滅失又は毀損した部分につき、市の認める金額の設置料の減免を請求することができる。

(維持管理義務)

第13条 設置者は、設置場所を常に善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 設置者は、設置場所の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を市に対し通知しなければならない。

(維持補修)

第14条 市は、設置場所の維持補修の責任を負わない。

2 設置場所の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて設置者の負担とする。

(第三者に対する損害賠償義務)

第15条 設置者は、設置場所を指定用途に使用したことにより、第三者に対し損害を与えたときは、市の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 市が、設置者に代わって前項の賠償の責を果たしたときは、市は、設置者に対し当該賠償費用について求償することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第16条 設置者は、設置場所を第三者に転貸し、又は本契約によって生じる権利等を譲渡し、若し

くはその権利等を担保にすることができない。

(届出事項)

第17条 設置者は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに市に対し届け出を行わなければならない。

- (1) 設置者の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき。
- (2) 設置者の地位について合併又は分社化等による包括承継その他の変動が生じたとき。

(商品の盗難又は毀損)

第18条 市は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭の盗難及び毀損または停電等による売上げの減少等について、市の責に帰すことが明らかである場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第19条 市は、設置期間中、必要に応じ設置者に対し設置場所や売上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。

この場合、設置者は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(売上数量等の報告)

第20条 設置者は、自動販売機の売上数量及び売上額を市に報告しなければならない。

2 報告は、毎月1日から月末までの実績を、各年度の上半期および下半期ごとにまとめ、上半期分は10月末日、下半期分は4月末日までに報告しなければならない。

(契約の解除)

第21条 市は、設置者が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 市において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため、設置場所を必要とするときは、本契約を解除することができる。

3 市は、設置者に次の各号のいずれかに該当する行為または事実があった場合、設置者に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 契約に先立ち設置者から提出された入札に関する各種提出書類(参加申込書、誓約書等)に虚偽の記載が確認されたとき。
- (2) 設置料等その他債務の支払いを納期限から2か月以上怠ったとき。
- (3) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- (6) 市の書面による承諾なく、設置者が2か月以上設置場所を使用しないとき。
- (7) 市の信用を著しく失墜させる行為を行ったとき。
- (8) 設置者の信用が著しく失墜したと市が認めるとき。
- (9) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(10) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、市が契約を継続しがたい事態になったと認めるとき。

(11) 設置場所及び設置場所が所在する公園の行政財産としての用途又は目的を設置者が妨げると認めるとき。

(12) 前各号に準ずる事由により、市が契約を継続しがたいと認めるとき。

(中途解約)

第22条 設置者は、市に対して、書面による通知を行うことにより、本件設置期間内であっても、本件の解約を申し入れることができる。

2 前項の解約申し入れがなされた場合には、本件は解約申し入れがあった日から6ヶ月を経過した月の末日をもって終了する。

(契約の失効)

第23条 天変地異により、設置場所が使用できなくなり、又は本契約を継続することができない事態になったときは、本契約は直ちに失効する。

2 前項により本契約が失効した場合、市と設置者の相互に損害賠償の請求はしない。

(設置場所の返還)

第24条 前3条の規定による契約の解除・失効及び設置期間が満了したときは、設置者は、直ちに設置場所をその所在する場所において、市に返還しなければならない。

(原状回復義務)

第25条 設置期間が満了し、又はその他の理由により本契約が終了する場合には、設置者は自己の費用をもって設置場所の上に存する工作物その他設置者が本件公有財産に付属させたものを撤去し、設置場所を原状回復しなければならない。ただし、市が特に必要がないと認める場合はこの限りではない。

2 設置者は、原状回復後、直ちに市の検査を受け、市の承認を得なければならない。

3 本契約が終了したにもかかわらず、設置者が設置場所を返還しない場合は、本契約の翌日から設置場所の明け渡し完了までの間、設置者は市に対して設置料相当額の使用損害金を支払うほか、市に損害がある場合は、使用損害金とは別に、その損害の全額を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第26条 設置者は、本契約に定める義務を履行しないために市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として市に支払わなければならない。

2 市が、第21条第2項の規定により本契約を解除した場合において、設置者に損害が生じたときは、設置者は、市に対しその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第27条 第24条の規定により設置場所を返還する場合において、設置者が設置場所に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、設置者はこれを市に請求しないものとする。

2 市の承認の有無にかかわらず、設置者が設置場所に対し施した造作については、本契約の終了の場合において、設置者は市に対しその買取りを請求することができない。

(契約の費用)

第28条 本契約の締結に要する費用は、設置者の負担とする。

(管轄裁判所)


第29条 本契約について訴訟等を行う場合は、朝霞市を管轄する地方裁判所または簡易裁判所とする。

(疑義等の決定)

第30条 本契約に定めのない事項及び本契約に関する疑義が生じたときは、市と設置者双方の協議により決定するものとする。

本契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、市と設置者両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号  
市 朝霞市  
朝霞市長 富岡勝則 

設置者